


件名	該当者	関係機関	手続き等
通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外許可証、制限外牽引許可証	左記の許可証の交付を受けている方	許可証を発行した警察署の交通課	合併前に許可証の交付を受けている方は、合併時に変更の手続きは必要ありません。 書換を希望される方は、許可証を発行した警察署で手続きできます。(手数料不要)
旅券(パスポート) 	旅券(パスポート)所持者	熊本県地域振興部 国際課旅券センター 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1 ☎(096) 383-1111 (代)	住所変更の手続きは必要ありません。 最後のページの「所持人記入欄」の住所を2本線で消すなどしてご自分で訂正してください。 ただし、査証のページに書き込みをすると旅券が使えなくなることがありますのでご注意ください。
	旅券(パスポート)発給申請者	申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本であれば、合併前のものでも使用できます。 ただし、氏名等、記載内容に変更がある場合は変更後のものを取得してください。	
労働安全衛生法による免許証、技能講習修了証の住所	左記免許証等の所有者	熊本労働局 労働基準部安全衛生課 〒860-0008 熊本市二の丸1-2' 熊本合同庁舎) ☎(096) 355-3181 (代)	住所変更の手続きは必要ありません。
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給権者の住所	左記年金の被保険者及び受給権者	熊本東社会保険事務所 国民年金業務第二課 〒862-0901 熊本市東町4丁目6番41号 ☎(096) 367-2500 (代)	国民年金被保険者については、住所変更届の必要はありません。 国民年金・厚生年金受給権者については、住所変更届の必要はありません。年金証書についても住所変更の必要はありません。
健康保険・厚生年金保険の被保険者			住所変更の届出は必要ありません。 健康保険被保険者証の被保険者の住所については、被保険者本人で訂正してもらうことになります。 なお、阿蘇市管内の事業所に勤務されている方については、保険証の切替が必要になります。
各種自動車の使用者・所有者の住所(自動車検査証) 	軽自動車(四輪)の使用者・所有者	軽自動車検査協会熊本事務所 〒862-0901 熊本市東町4丁目14-5 ☎(096) 369-5979 (代)	住所変更の手続きは必要ありません。
	普通車及び小型二輪車(排気量250ccを超えるもの)等	九州運輸局熊本運輸支局 〒862-0901 熊本市東町4丁目14-35 ☎(096) 369-3189 (代)	変更登録の必要はありません。 ただし、抹消登録する場合は新市名に変更したうえ手続きすることになります。
	軽二輪車(126cc~250cc)	熊本県軽自動車協会 〒862-0901 熊本市東町4丁目14-6 ☎(096) 369-7920 (代)	住所変更届けの必要はありません。 なお、返納届け(廃車手続き)する場合は普通車等のように新市名に変更する手続きは必要ありません。